

1 研究の名称

境界問題解決の全体構造と筆界の役割

2 これまでの研究経緯

2009.9 研究所研究員として着手

「筆界」の意義と役割について—わが国の境界問題における「筆界」

2010.3 中間報告

4~5 事例収集

6~ 再構成

3 今回の報告時における主な変更点

前回中間報告

土地家屋調査士は「筆界の専門家」である、ということが（少なくとも土地家屋調査士の内部では）言われる。しかし、その内実は必ずしも明確ではない。

「筆界」とは何であり、土地家屋調査士はそれとどのようにかかわるものなのか、——この課題は、けっして過去の解決済みの問題ではなく、今、土地家屋調査士の社会的存在意義をかけて解答を出していくことが問われている課題である、との認識の下、研究課題とした。

変更点

基本的には、中間報告の内容を精査し、事例研究による裏付けを強化する方向での取りまとめを行っているが、「筆界」の意義と役割について、「境界問題の解決」という全体構造のなかでとらえ返す視点を持ってまとめていくことにしたい。すなわち、「境界紛争の解決」という側面と、「境界確定（社会的事実としての）」という側面を持つものとして「境界問題解決」の全体構造をとらえ、その中で「筆界」の果たしている役割と意義を確認していきたい。具体的には、筆界特定制度の意義と役割を全体構造の中に位置づけ、裁判・ADR等の諸制度との連携の在り方を明らかにすることを問題意識として、その理論的な基礎を確立することを目指すものとした。

以 上